

富士市立小中学校適正規模・適正配置基本方針 改定案（新旧対照表）

改定前（旧文）	改定後（新文）
<p><P7> 国の示す小・中学校の適正規模・適正配置</p> <p>(1) 小学校の適正規模 12学級以上で18学級を超えない範囲(特別支援学級を除き各学年2～3学級)</p> <p>(2) 中学校の適正規模 12学級以上で18学級を超えない範囲(特別支援学級を除き各学年4～6学級)</p> <p>(3) 小・中学校の適正配置 通学距離…小学校はおおむね4 km以内、中学校はおおむね6 km以内 通学時間…小・中学校ともに、おおむね1時間以内</p>	<p><P7> 国の示す小・中学校の適正規模・適正配置</p> <p>(1) 小学校の適正規模 12学級以上で18学級を超えない範囲(特別支援学級を除き各学年2～3学級)</p> <p>(2) 中学校の適正規模 12学級以上で18学級を超えない範囲(特別支援学級を除き各学年4～6学級)</p> <p>(3) <u>義務教育学校の適正規模</u> <u>18学級以上で27学級を超えない範囲(特別支援学級を除き各学年2～3学級)</u></p> <p>(4) 小・中学校の適正配置 通学距離…小学校はおおむね4 km以内、中学校はおおむね6 km以内 通学時間…小・中学校ともに、おおむね1時間以内</p>
<p><P8> 4 本市における望ましい学校規模と配置条件について (中略)</p> <p>(1) 方針 多様なものの見方や考え方に触れる機会や、人間関係の広がり等を重視した教育を推進するため、適正な学校規模を確保し、子ども同士の学び合いや、切磋琢磨し合う場を適切に提供することが、豊かな学びを継続・維持することにつながると考えます。</p>	<p><P8> 4 本市における望ましい学校規模と配置条件について (中略)</p> <p>(1) 方針 多様なものの見方や考え方に触れる機会や、人間関係の広がり等を重視した教育を推進するため、適正な学校規模を確保し、子ども同士の学び合いや、切磋琢磨し合う場を適切に提供することが、豊かな学びを継続・維持することにつながると考えます。</p>

<p>そのため、小学校では、まず複式学級を解消するため、少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要となります。また、全学年でのクラス替えを可能とし、学習活動の特質に応じて学級の枠を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置したりするためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいと考えます。</p> <p>また、中学校についても、全学年でクラス替えを可能とし、学級の枠を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置したりするためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要となります。また、各教科の教員をバランスよく配置し、学習指導の充実を図るためには、9学級以上を確保することが望ましいと考えます。</p>	<p>そのため、小学校では、まず複式学級を解消するため、少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要となります。また、全学年でのクラス替えを可能とし、学習活動の特質に応じて学級の枠を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置したりするためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいと考えます。</p> <p>また、中学校についても、全学年でクラス替えを可能とし、学級の枠を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置したりするためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要となります。また、各教科の教員をバランスよく配置し、学習指導の充実を図るためには、9学級以上を確保することが望ましいと考えます。</p> <p><u>さらに、義務教育学校については、集団教育による社会性の育成、多様な友人関係の構築、教職員配置の安定化による教育の質の確保をしつつ、教員の配置について中学校と異なり前期課程との融通を効かせることができることから、小学校と同様に1学年2学級以上（18学級以上）あることが望ましいと考えます。</u></p>
<p><P9></p> <p>以上のことから、適正な学校規模を確保するため、児童生徒数の著しい減少等による早急な教育環境の改善が必要な地域については、教育の質の更なる充実を図ることを目的とし、地域の実情に応じた、学校規模・学校配置の適正化に関する検討を進め、より良い教育環境の整備を段階的に図ります。</p> <p>また、その際は、9年間の系統的な教育課程を編成・実施する小中一貫教育の更なる充実を図るため、<u>施設一体型の校舎改築</u>も視野に入れ検討を進めます。</p>	<p><P9></p> <p>以上のことから、適正な学校規模を確保するため、児童生徒数の著しい減少等による早急な教育環境の改善が必要な地域については、教育の質の更なる充実を図ることを目的とし、地域の実情に応じた、学校規模・学校配置の適正化に関する検討を進め、より良い教育環境の整備を段階的に図ります。</p> <p>また、その際は、9年間の系統的な教育課程を編成・実施する小中一貫教育の更なる充実を図るため、<u>施設一体型での校舎の改修又は改築による義務教育学校化等</u>も視野に入れ検討を進めます。</p>

<p>(2) 望ましい小学校の規模</p> <p>12学級以上で24学級を超えない範囲(特別支援学級を除き各学年2～4学級)</p> <p>(3) 望ましい中学校の規模</p> <p>9学級以上で18学級を超えない範囲(特別支援学級を除き各学年3～6学級)</p>	<p>(2) 望ましい小学校の規模</p> <p>12学級以上で24学級を超えない範囲(特別支援学級を除き各学年2～4学級)</p> <p>(3) 望ましい中学校の規模</p> <p>9学級以上で18学級を超えない範囲(特別支援学級を除き各学年3～6学級)</p> <p>(4) 望ましい義務教育学校の規模</p> <p>18学級以上で36学級を超えない範囲(特別支援学級を除き各学年2～4学級)</p> <p>全学年でのクラス替えを可能とし、学習活動の特質に応じて学級の枠を超えた集団を編成することができ、同学年に複数の教員の配置を可能にするためには1学年に2学級以上(18学級以上)あることが望ましいと考えます。</p> <p>また、国は、18学級以上27学級以下(各学年2～3学級)を標準としていますが、本市においては、小学校に考え方を合わせ、18学級以上で36学級を超えない範囲(各学年2～4学級)が望ましい学校規模であると考えます。</p>
<p><P10></p> <p>通学距離…小学校はおおむね4 km以内、中学校_____は おおむね6 km以内</p> <p>又は</p> <p>通学時間…小中学校_____ともに(徒歩、自転車、交通機関等を利用した場合を含めて) おおむね1時間以内</p> <p>「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担金等に関する施行令第4条」及び、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」に</p>	<p><P10></p> <p>通学距離…小学校はおおむね4 km以内、中学校<u>及び義務教育学校</u>は おおむね6 km以内</p> <p>又は</p> <p>通学時間…<u>小・中学校、義務教育学校いずれも</u>(徒歩、自転車、交通機関等を利用した場合を含めて) おおむね1時間以内</p> <p>「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担金等に関する施行令第4条」及び、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」に</p>

<p>定められている通学距離と通学時間については、本市においても適正であると考えます。</p> <p>ただし、通学時間については、おおむね1時間以内とするものの、学校毎に<u>通学環境が違うため、児童生徒の年齢差や通学路の状況、通学方法等、多角的に検証し、各学校における安全・安心な通学時間について検討します。</u></p>	<p>定められている通学距離と通学時間については、本市においても適正であると考えます。</p> <p>ただし、通学時間については、おおむね1時間以内とするものの、学校ごと<u>に通学環境が違うため、児童生徒の年齢差や通学路の状況、通学方法等、多角的に検証し、各学校における安全・安心な通学時間について検討します。</u></p> <p><u>特に義務教育学校においては、前期課程の通学距離が小学校と比較して長くなることとなるため、検討に当たっては特に配慮を要します。</u></p>
<p><P11></p> <p>児童生徒の減少に伴い、子ども同士の学び合いや、切磋琢磨し合う場を適切に提供することが難しく、児童生徒の豊かな学びの継続・維持が困難であると考えられる学校については、学校の実情や近隣の学校との相互関係を考慮し、適切な教育環境の整備を目指した再編計画の検討を進めます。</p> <p>なお、その際は、学校が地域社会と深い関わりを持った地域コミュニティの拠点として、防災、保育、地域交流の場等、様々な役割も担っていることを考慮し、単に児童生徒数や学級数のみに着目した学校規模や学校配置の適正化を図るのではなく、多角的な見方による検討が必要となります。</p> <p>したがって、児童生徒にとってより良い教育環境を整備すること、教育の質の更なる充実を図ることを一番の目的としながらも、同時に、「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえ、保護者や地域住民との十分な協議を重ね、理解と協力を得ながら進めます。</p> <p>(全文改定)</p>	<p><P11></p> <p><u>本市では、令和6年度から全市立小中学校を、コミュニティ・スクールに指定して学校運営協議会を設置し、地域と学校が連携して、地域住民や保護者が学校運営に参画することで、地域に根ざした特色ある教育と学校を核とした地域づくりを推進しています。</u></p> <p><u>また、小中連携・一貫教育基本方針のもとで、各中学校区において、9年間を見通した児童生徒の育成を目指す教育活動を推進するとともに、施設一体型小中一貫校の整備についても検討を進めています。</u></p> <p><u>さらに、学校は地域コミュニティの拠点として、防災・保育・地域交流など多様な役割を担っていることに加え、登下校における交通手段や安全面も重要であることから、学校規模や配置の適正化に当たっては、児童生徒数や学級数のみで判断するのではなく、多角的な観点から検討する必要があります。</u></p> <p><u>今後は、児童生徒にとってより良い教育環境の整備と教育の質の更なる充実を第一の目的としつつ、「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえ、当面の間は中学校区を維持し、その上で施設一体型小中一貫校や義務教育学校の新設について、学校の実情や近隣の学校との関係を考慮して適切な教育環境の整備を目指した再編計画の検討を進めます。</u></p>

なお、これらの取組に当たっては、保護者や地域住民と十分に協議を重ね、理解と協力を得ながら進めていきます。

(1) 学校規模の適正化の検討が必要な学校について

○現在、複式学級の対象となっている学校、及び、単学級が存在する中学校については、保護者や地域住民の意見を聞く機会を設けるとともに、早急に話し合いの場を設定し、学校や保護者、地域住民との協議を十分に図りながら、適正化の検討を進めます。

○数年後、複式学級の対象となる可能性の高い小学校、及び、単学級が存在する可能性の高い中学校、または、現時点で単学級が存在する小学校については、保護者や地域住民の意見を聞く機会を設けるとともに、できるだけ早い時期に話し合いの場を設定し、学校や保護者、地域住民との協議を十分に図りながら、適正化の検討を進めます。

○児童生徒数が減少し、数年後に単学級の発生が予想される小学校については、保護者や地域住民の意見を聞く機会を設けるとともに、順次、適正化検討を進めます。

(2) 適正化の検討の余地がある学校について

○現時点で適正規模の上限を超えている小・中学校、及び、児童生徒数の急激な増加により、既存の学校施設が不足することが見込まれる小・中学校においては、今後の児童生徒数の推移を注視しつつ、学校施設の増改築をはじめ、学区の再編等様々な角度から検証・検討し、教育環境の充実に努めます。

○小規模な学校が複数近接する地域や学校の一体化により、これまで以上に教育効果が高まると考えられる地域については、順次、

(1) 学校規模の適正化の検討が必要な学校について

○現在、複式学級の対象となっている学校及び18人未満の単学級が存在する学校を含む中学校区については、保護者や地域住民の意見を聞く機会を設けるとともに、早急に話し合いの場を設定し、学校、保護者及び地域住民との協議を十分に行いながら、適正化を進めます。

○現在、単学級が存在する学校を含む中学校区

については、保護者や地域住民の意見を聞く機会を設けるとともに、できるだけ早い時期に話し合いの場を設定し、学校、保護者及び地域住民との協議を十分に行いながら、適正化の検討を進めます。

○児童生徒数が減少し、数年後に単学級が発生することが予想される学校については、保護者や地域住民の意見を聞く機会を設けるとともに、順次、中学校区内の適正化に向けた検討を進めます。

(2) 将来的な適正化の在り方について

○現時点で適正規模の上限を超えている小・中学校及び児童生徒数の急激な増加により、既存の学校施設が不足することが見込まれる小・中学校については、今後の児童生徒数の推移を注視しつつ、学校施設の増改築をはじめ、学区の再編など、様々な角度から検証・検討し、教育環境の充実に努めます。

○児童生徒数の減少や施設の老朽化状況等を踏まえ、施設一体型小中一貫校や義務教育学校において、18人未満の単学級が発生した

<p>適正化の検討を進めます。</p>	<p><u>場合や改築時には、中学校区の再編を視野に入れて検討していきます。</u></p>
<p><P12> 6 適正化の推進に当たって配慮すべき点等 (中略) ○適正化後の児童生徒の通学に関しては、通学路の変更に伴い、道路事情等の通学路の安全性に十分配慮するとともに、安全性を高めるための必要な対策について、学校をはじめ保護者や地域住民、関係機関との調整を図ります。また、安全な通学方法の確保についての検討も進めます。 ○適正化により児童生徒の通学距離や通学時間が一定条件を超えた場合は、「富士市遠距離通学児童生徒通学費補助事業」に<u>基づき</u>、<u>通学費の援助</u>を<u>検討</u>します。</p>	<p><P12> 6 適正化の推進に当たって配慮すべき点等 (中略) ○適正化後の児童生徒の通学に関しては、通学路の変更に伴い、道路事情等の通学路の安全性に十分配慮するとともに、安全性を高めるための必要な対策について、学校をはじめ保護者や地域住民、関係機関との調整を図ります。また、安全な通学方法の確保についての検討も進めます。 ○適正化により児童生徒の通学距離や通学時間が一定条件を超えた場合は、「富士市遠距離通学児童生徒通学費補助事業」に<u>基づく通学費の援助や徒歩以外の交通手段等の支援</u>を<u>検討</u>します。</p>